

令和6年2月6日

保護者 各位

霧島市立小浜小学校
校長 白田 実

「小浜っ子のきまり」の一部変更について（お知らせ）

厳寒の候、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より、本校教育活動に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、の小浜小学校における「服装のきまり」について一部変更することになりました。

つきましては、下記の内容を御確認の上、御家庭に於かれましても変更の経緯を踏ました上で、御理解・御指導いただきますようお願いいたします。

記

1 変更内容（2月より）

(1) 秋・冬の服装について

〔変更前〕

- ・ 11月中旬から3月までは、学校の行き帰りの手袋、ネックウォーマー・防寒着を着用してよい。
- ・ 病気や体調不良等により保護者から連絡があった場合は随時対応する（長ズボン等）。その際は、黒・紺・茶を基調とした華美でないものを着用する。

〔変更後〕

- ・ 11月中旬から3月までは、手袋、ネックウォーマー、防寒着（長ズボン等を含む）を着用してよい。
- ・ 着用するものについては派手にならないよう注意する。

※ 手袋、ネックウォーマー、防寒着等も学校へ持たせるものと同様にしっかりと記名をお願いします。

〔以下、子どもたちが話し合った内容を子どもたちでまとめたものです〕

2 変更理由（子どもたちが話し合った理由）

- ・ 冬場寒い時期に半ズボンで登校するのがつらい。

3 職員の意見と子どもたちの意見

(1) 本校職員の話合いから

- ・ 登校時に防寒着着用が可であれば、長ズボンの着用も特に問題ない。
- ・ 着用をOKにするなら、朝の体力つくりや昼休み外で遊ぶ時など、場に応じて防寒着等の着脱や整理についても十分に留意させたい。
- ・ 登校時に児童の服装について保護者が確認の上で送り出しているのであるから、個別の連絡は不要。

(2) 子どもたちの話合いから

- ・ 教室内では上着や手袋、ネックウォーマー等の防寒着を着用しない。
- ・ 教室内で寒いときは暖房の温度を上げてもらえるよう担当の先生に確認する。
- ・ 防寒着等が派手かどうかは自分で考えるが、迷ったときは、周りの友達や大人（保護者や先生方）に確かめる。
- ・ 体力つくりや体育の時間などは、体操服で行う。

※ 体調不良等でどうしても防寒（ジャージ等）が必要な場合は担任に確認する。

4 その他

- ・ この決まりで、うまくいかなかったときには、周りの大人（保護者や先生方）にも意見を聞いて、再度話し合う。